

○小山市ふれあい健康センター条例施行規則

平成11年3月23日

規則第3号

改正 平成17年9月30日規則第27号

平成18年12月28日規則第56号

平成19年3月22日規則第13号

令和2年11月6日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、小山市ふれあい健康センター条例（平成11年条例第2号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 小山市ふれあい健康センター（以下「健康センター」という。）の各施設の開館時間等は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉センター 午前9時30分から午後7時30分まで
- (2) デイサービスセンター・アカシヤ 午前9時から午後4時30分まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休業日)

第3条 健康センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する敬老の日を除く。
- (2) 前号の敬老の日の翌日
- (3) 年末年始（12月30日から翌年1月4日まで）

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を定めることができる。この場合において、市長は、臨時に休業日とする日の7日前までにその旨を公示しなければならない。

(専用利用の許可申請)

第4条 老人福祉センターの施設の一部を独占的に利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、老人福祉センター専用利用許可申請書により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書は、福祉利用（条例第4条に規定する事業で利用する場合をいう。以下同じ。）にあつては利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の3月前から、一般利用（福祉利用以外の利用の場合をいう。）にあつては利用日の属する月の2月前から申請することができる。

3 デイサービスセンター・アカシヤを利用しようとする者は、別に定める小山市在宅デイサービス事業実施規程の規定（休業日の規定を除く。）によるものとする。

(利用の許可)

第5条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めるものについて許可し、老人福祉センター専用利用許可書を申請者に交付するものとする。

(個人利用の許可)

第6条 老人福祉センターの施設（個人で利用することができる施設として市長が定めたものに限る。）を利用する場合は、老人福祉センター利用券の購入をもって利用の許可を受けたものとみなす。

(利用の許可の変更)

第7条 第5条の規定による許可を受けた者（以下「専用利用者」という。）は、その利用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、老人福祉センター専用利用変更申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて許可し、老人福祉センター専用利用変更許可書を専用利用者に交付するものとする。

(利用の取消し)

第8条 専用利用者は、その利用の取消しをしようとするときは、老人福祉センター専用利用取消申請書により、市長に申請しなければならない。

(使用料の減免申請)

第9条 条例第9条の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、老人福祉センター使用料減免申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の減免申請があつた場合において、減免すべき正当な理由があると認めるときは、減免申請者に老人福祉センター使用料減免許可書を交付するものとする。

(使用料の返還)

第10条 条例第10条ただし書の規定による使用料の返還は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その返還額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第12条第1項第2号の規定に該当したことにより市長が利用の許可を取り消し、又は利用の中止をした場合 使用料の全額
- (2) 専用利用者が利用日の10日前までに利用の取消しを申請した場合 使用料の半額

(遵守事項)

第11条 健康センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 健康センター内において公序良俗を乱すような行為をしないこと。
- (2) 許可なく物品の展示、販売その他商行為をしないこと。
- (3) 許可なく健康センター内において印刷物、ポスター等を掲示又は配付しないこと。
- (4) 使用する設備及び物品を丁寧に取り扱うこと。

(損傷等の届出)

第12条 利用者は、健康センターの建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、健康センター建物等損傷・滅失届により、市長に届け出なければならない。

(立入り及び指示)

第13条 市長は、管理上必要があると認めるときは、利用中の場所に立ち入り、又は必要な指示をすることができる。

(整理人の配置)

第14条 専用利用者は、当該専用利用者の利用により健康センター内外の秩序が乱れるおそれがあると市長が認めて指示した場合は、当該利用に伴い生じるおそれのある秩序の乱れを防止するために、必要な整理人を置かなければならない。

(利用終了の報告)

第15条 専用利用者は、その利用を終えたときは、利用開始前の状態に整理整頓して市長にその旨を報告し、その確認を受けなければならない。

(指定管理者への適用)

第16条 条例第14条の規定により指定管理者に健康センターの管理を行わせる場合における第2条から第10条まで及び第12条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。

2 条例第14条の規定により指定管理者に健康センターの管理を行わせる場合は、第9条及び第10条に規定する「使用料」を「利用料」と読み替える。

(様式)

第17条 この規則に規定する老人福祉センター専用利用許可申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、健康センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 小山市老人福祉センター設置、管理及び使用料条例施行規則（昭和46年規則第20号）は、廃止する。

附 則（平成17年9月30日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月28日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月6日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。